

第9回 孤独・孤立対策推進会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和6年2月27日（火）18:00～18:30
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：

加藤 鮎子	孤独・孤立対策担当大臣
工藤 彰三	内閣府副大臣
石川 昭政	デジタル副大臣
高木 宏壽	復興副大臣
井林 辰憲	内閣府副大臣
馬場 成志	総務副大臣
門山 宏哲	法務副大臣
あべ 俊子	文部科学副大臣
濱地 雅一	厚生労働副大臣
鈴木 憲和	農林水産副大臣
堂故 茂	国土交通副大臣
八木 哲也	環境副大臣
穂坂 泰	外務大臣政務官
瀬戸 隆一	財務大臣政務官
吉田 宣弘	経済産業大臣政務官
三宅 伸吾	防衛大臣政務官
太刀川 浩一	警察庁長官官房長

(議事次第)

1. 孤独・孤立対策の令和6年度予算案・令和5年度補正予算について
2. 孤独・孤立対策の重点計画について

○工藤内閣府副大臣 皆さん、大変お疲れさまでございます。

ただいまから、第9回「孤独・孤立対策推進会議」を開催いたします。

お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めます、孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣の工藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、「孤独・孤立対策の令和6年度予算案・令和5年度補正予算」及び「孤独・孤立対策の重点計画」についてです。

初めに、事務局より御説明をお願いします。

○山本孤独・孤立対策担当室長 内閣官房孤独・孤立対策担当室長の山本でございます。

まず、孤独・孤立対策の令和6年度予算案及び令和5年度補正予算について御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

1ページと2ページで、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援に係る予算を整理しております。これらの経費については、重点計画において、「当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援する」とされていることを踏まえ、関係府省において必要な予算の確保に努めていただいた結果、令和6年度予算案及び令和5年度補正予算においても、60億円を超える予算額を確保したところでございます。

また、孤独・孤立対策に係る全体の予算は、150を超える施策、予算事業から構成されており、資料1-2にまとめておりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、「孤独・孤立対策の重点計画について」でございます。資料2-1を御覧いただければと思います。

1枚おめぐりいただきまして、先の通常国会で成立した孤独・孤立対策推進法が本年4月1日に施行されることから、孤独・孤立対策に関する有識者会議の御意見も伺いながら、円滑な施行に向けた準備を進めているところでございます。

3ページでございます。この有識者会議では、昨年10月から今年1月にかけて4回開催し、関係府省庁からのヒアリングも含め、実態調査結果やこれまでの各種施策の取組状況を踏まえた施策の在り方、施策の評価・検証の在り方等について議論してまいりました。このたび、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見をまとめたので、そのポイントを御紹介させていただきます。

資料2-2を御覧いただければと思います。

まず、「基本理念について」でございます。新たに策定される重点計画においても、継続性と法との整合性を確保するために、現行の重点計画の基本理念を踏襲することが適当であるとしております。

それから、孤独・孤立の問題の解消を目的とした相談支援等に加え、当事者等の日常生活・各ライフステージの中で活用される既存の施策に孤独・孤立の視点を入れ、それぞれの施策が具体的な課題を解決していく中で、孤独・孤立の問題の解消にも資するという構造を確保することが重要であるとしております。

そして、各地方自治体における取組も本格化しますが、孤独・孤立対策は行政の各分野にまたがる総合的な取組であることを全庁的に認識して取り組むことが効果的な推進方法であるとしております。補足させていただきますと、各府省におきましては、それぞれの自治体のカウンターパートとなる部局の取組について目配りをしていただければと考えてございます。

下に下がります、「広報・相談窓口・支援の在り方について」でございます。実態把握に関する全国調査結果から、孤独感が強い人が相談支援につながらない傾向があることを踏まえ、各種相談窓口において、制度や相談機関の壁をなくすような広報の在り方及び支援体制を検証し、常に運用の改善を図ることが必要であるとしております。手続の負担感を減らすために、制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入等の検討について挙げております。

2 ページの1つ目の○でございます。相談しやすい環境づくりとして、スティグマの解消が重要だとしておりまして、5月の対策強化月間における集中的な広報や啓発活動、相談支援に関わる者の人材育成、そして、孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを幼少期から教育・啓発することを通じた相談しやすい文化の醸成も必要だとしております。

そして、次の○にありますように、理解者を増やす活動として、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の地方自治体等での養成を国が促進し、普及するとしております。

下に下がります、「人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進等」についてでございます。誰にでも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たり、各省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。そして、孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができ得ることを認識し、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりをつくる施策が円滑に届けられる環境を整備すべきとしております。具体的には「社会的処方」の活用であるとか、分野横断的な多職種連携、事業の充実に向けた多様な主体の参画、世代・分野を超えた連携、「つながりの場所」としての公園や社会教育施設等を活用した社会的・地域的課題への対応を挙げてございます。

3 ページに移ります、「法の施行に向けた、地方での取組の促進」についてでございます。各地方自治体が官民連携の基盤となるプラットフォームの形成に向けて取り組む上で、ここに参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指すとしています。

国は、プラットフォームの取組事例、先進的な事例を積極的に横展開すべきとしております。

また、一番下の○にありますように、NPO等の活動支援の観点から、居場所づくり等のモデルについても積極的に情報提供をすべきとしております。

最後に、4ページでございます。「新たな重点計画に定める施策について」ということです。推進法に基づき、重点計画に定める各種施策について、孤独・孤立の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきとしております。この目標の設定に当たっては、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する視点を持つこと等が重要であるとしています。政府においては、各施策の実施状況の評価・検証の指標について検討を続けること、効果的な支援の手法や効果の測定に関するエビデンスの収集・情報提供を挙げております。

以上、かいつまんで御紹介させていただきましたが、重点計画に盛り込む施策の検討に当たり、考慮していただければ幸いです。

また、次に添付している参考資料は、有識者会議の構成員の御意見を論点ごとに整理したものであり、個別の施策に関する御意見も含まれておりますので、参考にいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○工藤内閣府副大臣 山本室長、ありがとうございました。

それでは、各府省庁から順次、新たな重点計画に盛り込む施策の検討状況について御発言いただきたいと思っております。

初めに、内閣府、消費者庁、こども家庭庁における事項について、私から発言させていただきます。

本年4月から孤独・孤立対策の業務が移管される内閣府では、「孤独・孤立対策推進交付金」の創設により、自治体及びNPO等への支援を安定的・継続的に実施してまいります。

また、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会の実現に向けて、「つながりサポーター」の取組を普及するとともに、5月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な啓発活動に努めるなど、孤独・孤立対策をより一層推進してまいります。

その他、内閣府では、困難を抱える女性に寄り添った相談支援やその一環として実施する生理用品の提供も含めた地域女性活躍推進交付金の充実・強化等に努めます。

次に、消費者庁では、孤独・孤立に起因する消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「地方消費者行政強化交付金」の活用等を通じて、配慮を要する消費者の見守りネットワークの構築を一層支援すること、NPO等と連携しつつ、オンライン相談会やシンポジウムの開催を通じた周知・啓発活動の実施について取り組んでまいります。

最後に、こども家庭庁では、昨年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、自治体がこどもの居場所に関する実態調査や広報活動を行う費用や居

場所づくりのコーディネーターを配置する場合の費用を補助するとともに、NPO等の民間団体と連携して行う居場所づくりのモデル事業を引き続き実施してまいります。

また、生活に困窮する家庭のこどもなど、様々な困難を抱えるこどもを早期に発見し、適切な支援につなげるための居場所等を提供する事業を推進してまいります。

私からは以上であります。

続いて、各副大臣より御発言いただきます。

それでは、石川デジタル副大臣、お願いいたします。

○石川デジタル副大臣 デジタル庁の取組を御説明いたします。

デジタル庁では、孤独・孤立に悩む方を含め誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組を進めております。

1月末時点で4万4000人を超える方々を任命させていただいており、前回の会議では3万6000人と御報告させていただきましたが、この4か月の間に約8,000人の大幅な増員をしてきております。

また、人数の増加だけでなく、地方自治体、JR東日本等との連携による全国の商業施設や鉄道駅における相談所の設置、ケーブルテレビ事業者との連携による地域に根差したきめ細かなサポートなど、高齢者をはじめデジタルに不慣れな方が身近に相談ができる場の構築にも力を入れております。

引き続き関係団体・関係省庁としっかり連携をして取組の充実を図ってまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、高木復興副大臣、お願いいたします。

○高木復興副大臣 復興庁です。

東日本大震災の発災から間もなく13年になりますが、被災者の置かれた状況は複雑・多様化してきており、それぞれの状況に応じたきめ細かい支援が必要となっております。

特に災害公営住宅に転居された方の中には、一人暮らしとなった高齢者が多く、孤独死を防止するためにも、日頃からの孤立防止やコミュニティーづくりが重要です。

このため、復興庁では、被災者支援総合交付金を通じて生活支援相談員による高齢者等の見守りの実施、自治会の形成や交流会の開催などのコミュニティーづくりに対する支援、生きがいつくりのための「心の復興」事業などの自治体の取組を幅広く支援をしております。

引き続き自治体と連携し、丁寧に状況を伺いながら、被災者に寄り添った取組を推進してまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、馬場総務副大臣、お願いします。

○馬場総務副大臣 総務省では、孤独・孤立対策の重点計画に沿って関連施策に取り組んでおり、行政相談における関係機関等との連携など、相談支援体制の整備、インターネット上の誹謗中傷等に悩まれている方に的確にアドバイスできる相談体制の充実、地域において孤立しがちな高齢者や児童、子育て世代の交流の場・居場所づくりの取組を支援するため、地域運営組織の取組に対する地方財政措置などの市町村に対する支援などを行ってまいりました。

これらについて引き続き丁寧に取り組むとともに、孤独・孤立の問題を抱える方々に寄り添い、社会のセーフティネットとして機能している行政相談をさらに利用していただけるよう、SNSも活用した広報活動についても進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、門山法務副大臣、お願いします。

○門山法務副大臣 法務副大臣の門山でございます。

法務省における新たな孤独・孤立対策重点計画に盛り込む施策の検討状況について、主な施策を2点に絞って御報告いたします。

まず、「支援を求める声を上げやすい環境整備」に関連する施策として、法務省の人権擁護機関における人権相談において、対面、手紙、電話、メールのほか、子ども・若者が利用しやすいLINEを活用した相談を実施していることなどを盛り込みます。

また、「居場所の確保」に関連する施策として、刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保や福祉サービスへの円滑な移行などを盛り込む予定であり、具体的には、就労先のマッチングや定着支援、更生保護施設による宿泊場所等の提供と退所後の訪問支援、地域ネットワークの構築などを行います。

法務省は、これらを含む様々な施策を実施するほか、人権擁護委員や保護司の方々とも連携し、引き続き孤独・孤立対策を推進してまいります。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、あべ文部科学副大臣、お願いします。

○あべ文部科学副大臣 文部科学省といたしましても、所管する教育、文化・スポーツ、また、科学技術の分野におきまして、孤独・孤立状態にある方々に寄り添って取組を進めていく必要があると考えているところでございます。

そのため、孤独・孤立対策の重点計画におきまして、児童生徒の自殺予防やいじめ・不登校対策、学生のメンタルヘルスケア支援、外国人の就学促進や日本語教育の充実、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備、社会包摂に関する取組を行う博物館の機能強化、孤独・孤立の予防のための社会的仕組みの創出に資する研究開発などの事業を盛り込みまして、取組を行ってまいります。

引き続き関係省庁並びに関係機関と連携いたしまして、孤独・孤立対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、濱地厚生労働副大臣、お願いいたします。

○濱地厚生労働副大臣 厚生労働省であります。

我々厚生労働省は、国民生活に密着した幅広い分野を所管しております。これまでも、一つに、孤独・孤立で悩む当事者の方々に対しまして、周囲からの声かけを促すための取組を行ってまいりました。

また、当事者の方が相談しやすい窓口の整備及びその周知など周囲とのつながりを構築する取組を行ってきたところでございます。

そして、これまで重点計画に盛り込んできた点としましては、一つに、自殺対策のためのゲートキーパーの育成支援、そして、NPO法人等の民間団体への支援、また、悩み別に相談窓口を検索できる「支援情報検索サイト」の運営、そして、高齢者が気楽に集える「通いの場」の推進などを重点計画に盛り込んできたところでございます。

今後、新たな重点計画で取り組むべき施策としましては、地区の薬剤師会等によるOTC濫用防止啓発のための資材の作成等を行う事業に取り組むべく検討を進めてまいります。

こうした取組を進めて、厚生労働省としましても、引き続き孤独・孤立対策を推進してまいりたいと思っております。

以上であります。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、鈴木農林水産副大臣、お願いいたします。

○鈴木農林水産副大臣 農林水産省といたしましては、多様なつながりの場となるこども食堂などの居場所づくりが重要であると考えております。

この観点から、昨年12月に決定をされた「食料安全保障強化政策大綱」も踏まえて、令和5年度補正・令和6年度当初予算において、こども食堂等への食品の提供を行うフードバンク等に対する支援、こども食堂等の共食の場における食育活動の推進、地方公共団体を中心に食品事業者、フードバンク、こども食堂、社会福祉協議会等の地域の関係者が連携をして食品アクセスの確保に取り組む体制の構築支援などを実施することとしております。

また、こども食堂等に対する政府備蓄米の無償交付を行っており、引き続き着実に推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、堂故国土交通副大臣、お願いします。

○堂故国土交通副大臣 孤独・孤立対策を推進する上で、誰もが安心して暮らせる住まいを確保することは極めて重要です。

国土交通省では、孤独・孤立を抱えやすい単身高齢の入居者等のために、公営住宅等に

おける交流スペース設置などへの支援や、NPO等が実施する見守りや生活相談といった居住支援活動への支援に引き続き取り組んでまいります。

国民一人一人の孤立を防ぎ、不安に寄り添うためにも、居住の安定確保に向けた対策に取り組んでまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、八木環境副大臣、お願いいたします。

○八木環境副大臣 新たな孤独・孤立対策重点計画に盛り込むべき環境省の施策の検討状況について御報告を申し上げます。

環境省では、夏季の熱中症対策として、地域における孤独・孤立の問題を抱える方への見守り・声かけ等の熱中症対策の普及啓発活動に取り組むとともに、生活困窮者への支援として、地方自治体と連携し、家庭で余った食品を回収し、支援団体や福祉施設等へ寄附する「フードドライブ」の取組を推進しております。

また、孤独・孤立に悩む方々を含め、広く国内外の訪問客に自然との触れ合いや地域との交流の機会を提供すべく、国立公園をはじめとする自然公園を人と人との「つながりの場所」として活用する取組を推進しております。

これらの3事業について、環境省として新たな孤独・孤立対策重点計画に盛り込むべく検討を引き続き進めてまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、穂坂外務大臣政務官、お願いいたします。

○穂坂外務大臣政務官 外務省です。

海外で生活する邦人の方々は、日本と異なる環境の中で孤独・孤立状態に陥りやすい傾向にあります。外務省は、邦人保護の観点から、悩みを抱える在外邦人の方々に寄り添い、悩みを相談しやすい環境の構築等、きめ細やかな支援を続けていく方針であります。

また、邦人支援の最前線となる在外公館の領事担当者が孤独・孤立問題対応の旗振り役となるための研修を充実させるとともに、在外邦人の方々に対する周知・啓発活動を強化するといった予防の取組に力を入れてまいります。

こうした取組と並行して、今般、在外邦人の孤独・孤立をめぐる現状を把握すべく実態調査を実施し、現在、結果の取りまとめを行っているところであります。今後は同調査の結果を踏まえ、邦人援護の質の改善につなげてまいります。

さらに、ポストコロナで海外渡航者が増え、今後は海外からの相談者の増加が見込まれます。これらのニーズに十分対応できるよう、外務省としてNPO団体等と協力しつつ、しっかり取り組んでまいります。

これらの取組を通じ、在外邦人の方々が人と人とのつながりを意識できるような、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会、この実現に貢献したいと考えています。引き続き

き各省の皆様方とも連携してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、吉田経済産業大臣政務官、お願いいたします。

○吉田経済産業大臣政務官 経済産業省では、孤独・孤立等の社会課題を研究やビジネスなどを通じて解決するという観点から取組を行っているところでございます。

「職場等での心の健康保持・増進を目指した介入のエビデンス構築」のための事業では、従業員や管理職を対象とした労働者の抑鬱・不安の予防に資する研修プログラムや、アプリを用いた行動変容を促すアプローチなどの有用性の検証を行っております。

また、「学びと社会の連携促進事業」では、学校外の学びの場である「サード・プレイス」等を活用し、不登校傾向のある児童生徒を含め、児童生徒に対する学びの個別最適化や探求的な学びの推進のための先進事例の創出などに取り組んでいます。

引き続き民間事業者等と連携しながら、重点計画に盛り込まれた施策を着実に実施することで、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動ができる環境の整備に貢献してまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、三宅防衛大臣政務官、お願いいたします。

○三宅防衛大臣政務官 防衛省・自衛隊では、孤独・孤立対策として、職員に対するカウンセリング・相談体制の充実、メンタルヘルス教育の強化を重点計画に盛り込んでおります。

まず、1点目のカウンセリング・相談体制の充実についてでございます。防衛省・自衛隊では、職員が相談する機会を充実させるため、駐屯地等への部内相談員や臨床心理士の配置、部外カウンセラーの招へいに取り組んでおります。また、特に若年層の職員が気軽に悩みを相談できるようにするため、SNSによる相談窓口も設置しております。

次に、2点目のメンタルヘルス教育の強化についてでございます。防衛省・自衛隊では「苦しいときに助けを求めることを躊躇しない意識」をもつことが重要であると考えており、メンタルヘルス教育の実施や教材の配布により、職員が専門家に相談しやすくなる環境や意識の醸成に努めております。

また、職員へのアンケートの結果を見ますと、「メンタルヘルス教育は対面が最も効果的」との回答が約半数を占めました。今後、対面での教育をより充実させ、また、その他の教育についても充実させるべく、検討を進めてまいります。

最後に、防衛省・自衛隊では、来月をメンタルヘルス施策強化期間としております。引き続きメンタルヘルス施策の一層の促進に努め、孤独・孤立対策の取組を進めてまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、太刀川警察庁長官官房長、お願いいたします。

○太刀川警察庁長官官房長 警察庁では、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用しておりますほか、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備、援助を行う民間団体と連携した犯罪被害者支援等の各種施策を推進しております。

また、ストーカー・DV事案等の被害者の生命・身体の安全の確保を図りつつ、その居場所を確保するための取組を推進するとともに、非行少年を生まない社会づくりとして、関係団体と協働しながら、少年に対する支援活動を引き続き実施してまいります。

今後とも重点計画に盛り込まれた施策を中心に、孤独・孤立対策のための取組を推進してまいります。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

最後に、加藤大臣より締めくくりの御発言をいただきますが、その前にプレスが入室しますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○工藤内閣府副大臣 それでは、加藤大臣、よろしく申し上げます。

○加藤孤独・孤立対策担当大臣 ありがとうございます。

締めくくりに当たりまして、私からは3点申し上げたいと思います。

1点目は、孤独・孤立対策の関連予算についてでございます。

本日の会議では、関係府省庁の御協力をいただき取りまとめた、孤独・孤立対策に関する令和6年度予算案及び令和5年度補正予算について御報告をいたしました。

このうち、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援につきましては、令和6年度予算案及び令和5年度補正予算を合わせて60億円を超える規模となりました。御協力に改めて御礼を申し上げます。

2点目は、孤独・孤立対策の重点計画についてでございます。

先ほど各府省庁より、本年4月に施行される孤独・孤立対策推進法に基づき新たに作成する、孤独・孤立対策重点計画に盛り込む施策の検討状況について御報告をいただきました。

この新たな重点計画は、法に基づき、内閣総理大臣を本部長として設置されることとなる、孤独・孤立対策推進本部において決定することとしており、引き続き検討を進めてまいります。

各府省庁におかれましては、本日共有をさせていただいた有識者会議での御意見を踏まえ、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて、各種施策の充実や既存施策の運用改善を図るとともに、当該施策の具体的な目標及びその達成時期を定めるなど、新たな重点計画がより実効性のある内容となるよう、引き続き検討を進めていただきますよう、お願いをいたします。

最後に、令和6年能登半島地震から間もなく2か月がたとうとしております。被災者支援におきましては、復興と生活再建に向けた取組と併せて、被災された方々の心のケアや、必要な支援から取り残さない工夫、被災地や被災先における人と人とのつながりの確保など、孤独・孤立対策の観点も重要でございます。

私自身も2月10日に被災地である石川県を訪問し、現地の方々からお話を伺う中で、必要な支援に関する周知や居場所の確保等の重要性を改めて実感したところでございます。

今回の災害対応も含めて、先ほど申し上げた「社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れる」という観点から、孤独・孤立対策のさらなる推進につながる取組につきましても、何とぞしっかりと御検討いただきますよう、お願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○工藤内閣府副大臣 それでは、プレスの方は御退室ください。

(報道関係者退室)

○工藤内閣府副大臣 皆さん、長時間にわたりまして、また、お忙しい中をお集まりいただきまして、貴重な御意見を述べていただきましたことを心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の「孤独・孤立対策推進会議」を終了させていただきたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。